

令和2年9月24日（木曜日）第3回定例会

○出席議員（16名）

1番	柏 倉 信 一	議員	2番	太 田 陽 子	議員
3番	鈴 木 み ゆ き	議員	4番	安 孫 子 義 徳	議員
5番	月 光 裕 晶	議員	6番	後 藤 健 一 郎	議員
7番	伊 藤 正 彦	議員	8番	渡 邊 賢 一	議員
9番	古 沢 清 志	議員	10番	佐 藤 耕 治	議員
11番	太 田 芳 彦	議員	12番	沖 津 一 博	議員
13番	國 井 輝 明	議員	14番	荒 木 春 吉	議員
15番	木 村 寿 太 郎	議員	16番	阿 部 清	議員

○欠席議員（なし）

○遅刻議員（なし）

○早退議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐 藤 洋 樹 市 長	菅 野 英 行 副 市 長
軽 部 賢 教 育 長	久保田 洋 子 病院事業管理者
大 沼 利 子 財 政 課 長	片 桐 勝 元 税 務 課 長
武 田 新 二 防 災 危 機 管 理 課 長	土 田 理 一 建 設 管 理 課 長
伊 藤 孝 上 下 水 道 課 長	門 口 隆 太 農 林 課 長 (併) 農 業 委 員 会 会 長 事 務 局 長
後 藤 芳 和 商 工 推 進 課 長	軽 部 修 一 慈 恩 寺 振 興 課 長
今 野 育 男 高 齢 者 支 援 課 長	眞 木 立 子 会 計 管 理 者 (兼) 会 計 課 長
小 林 弘 之 病 院 事 務 長	佐 藤 肇 学 校 教 育 課 長
柏 倉 信 一 生 涯 学 習 課 長	船 田 孝 夫 監 査 委 員
木 村 幸 一 監 査 委 員 会 長 事 務 局 長	

○事務局職員出席者

高 林 雅 彦 事 務 局 長	東 海 林 茂 美 局 長 補 佐
兼 子 拓 也 総 務 係 主 任	古 谷 駿 幸 総 務 係 主 事

議事日程第5号

第3回定例会

令和2年9月24日(木)

予算特別委員会終了後開議

再開

(決算特別委員会付託関係)

- 日程第 1 認第 1号 令和元年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について
- // 2 認第 2号 令和元年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- // 3 認第 3号 令和元年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- // 4 認第 4号 令和元年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- // 5 認第 5号 令和元年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- // 6 認第 6号 令和元年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- // 7 認第 7号 令和元年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について
- // 8 認第 8号 令和元年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)歳入歳出決算の認定について
- // 9 認第 9号 令和元年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について
- // 10 議第53号 令和元年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- // 11 決算特別委員会の審査の経過並びに結果報告
- // 12 質疑・討論・採決

(予算特別委員会付託関係)

- 日程第13 議第54号 令和2年度寒河江市一般会計補正予算(第11号)
- // 14 予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告
- // 15 質疑・討論・採決

(総務産業常任委員会付託関係)

- 日程第16 議第57号 寒河江市先端設備等導入促進基本計画に基づく固定資産税課税標準の特例措置に関する条例の一部改正について
- // 17 議第58号 寒河江市中心市街地活性化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- // 18 議第59号 史跡慈恩寺旧境内ガイダンス交流拠点施設展示制作請負契約の締結について
- // 19 議第60号 (仮称)陵南アパート整備等事業契約の締結について
- // 20 議第61号 財産(小型除雪車)の取得について
- // 21 議第62号 財産(消防ポンプ自動車)の取得について
- // 22 議第63号 寒河江市史跡慈恩寺旧境内総合交流施設に係る指定管理者の指定について
- // 23 総務産業常任委員会の審査の経過並びに結果報告
- // 24 質疑・討論・採決

(厚生文教常任委員会付託関係)

- 日程第25 議第55号 令和2年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 〃 26 議第56号 令和2年度寒河江市立病院事業会計補正予算(第1号)
- 〃 27 請願第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択要請の請願
- 〃 28 厚生文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告
- 〃 29 質疑・討論・採決
- 日程第30 議第64号 令和2年度寒河江市一般会計補正予算(第12号)
- 〃 31 議第65号 財産(タブレット端末等)の取得について
- 〃 32 議案説明
- 〃 33 委員会付託
- 〃 34 質疑・討論・採決
- 〃 35 議会案第3号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について
- 〃 36 議案説明
- 〃 37 委員会付託
- 〃 38 質疑・討論・採決
- 〃 39 議会案第4号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出について
- 〃 40 議案説明
- 〃 41 質疑・討論・採決
- 閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第5号に同じ

再 開 午前10時40分

- 柏倉信一議長 おはようございます。
ただいまから本会議を再開いたします。
本日の欠席通告議員はありません。
出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

この際、船田代表監査委員並びに久保田病院事業管理者より発言の申出がありますので、これを許します。

初めに、船田代表監査委員の発言を許します。
船田代表監査委員。

- 船田孝夫監査委員 9月10日、本定例会本会議におきまして、認第9号令和元年度寒河江市立病院事業会計決算の認定についてに関し、渡邊

議員から御質問ありました病院事業に対する一般会計からの繰出しについてお答え申し上げます。

病院事業をはじめ地方公営企業に対し一般会計から繰出金として経費を負担するものは、地方公営企業法の規定により、地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費、並びに、能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費とし、総務省から繰出しに係る基準が示されております。

本市市立病院の場合、当該繰出し基準に基づき、救急医療の確保や保健衛生行政事務、高度医療などに要する経費を一般会計から繰り出しております。

また、一般会計と病院事業との協議により、基準外繰出しとして医師確保対策に要する経費、具体的には医師不足により生じる経営損失に対する補填分を一般会計が負担しているところで

す。今後につきましては、現在の病院改革プランが計画最終年度を迎えていることから、今年度中に策定する次期病院改革プラン策定のプロセスにおいて、市立病院の役割や医療機能、今後の経営収支見通し等を踏まえ、基準外繰出し継続の必要性やその額などについて十分検討がなされるものと考えております。

○**柏倉信一議長** 次に、久保田病院事業管理者の発言を許します。久保田病院事業管理者。

○**久保田洋子病院事業管理者** 先ほど代表監査委員からありましたように、繰出金につきましては、国の定める新公立病院改革ガイドラインにおいて地域医療の確保のため果たすべき役割を踏まえて、一般会計が負担すべき考え方や、算定基準を定めることとされております。

当院において現在取り組んでおります寒河江市立病院新改革プランにも一般会計における病院事業に対する経営負担の考え方について明記

しているところであります。この中に、医師確保対策に要する経費として常勤医師の確保が困難なことにより不足する額として基準外の繰出金を受けております。

これまでも常勤医師の確保対策は非常に困難な状況にある中で、当院にとって重要な課題と捉え、就任以来邁進してまいりました。県の地域医療構想におきましては、当院は回復期機能の病院とされているところでありますが、実際には手術も行っておりますし、救急患者の受入れも行っている病院であります。現在、医師の供給体制や配置計画につきましては、県において二次医療圏ごとに定めることとなっております。しかしながら、常勤医師の確保が厳しい状況にある中におきましても、地域住民のニーズに沿った医療を安定的に供給していくため、引き続き医師確保対策に取り組んでまいりたいと考えております。

また、監査委員からありましたように、次年度からの新改革プランの策定におきましても、繰入金について一般会計との協議を行いながら決定してまいりたいと考えております。

○**柏倉信一議長** 渡邊議員、よろしいですか。渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** ただいま代表監査と病院事業管理者のほうから御説明をいただきました。一定理解できたんですけども、基本的には基準内のみでやるのが原則ということだと思います。基準外繰入れのルールということで、新改革プランの中で反映されるということですので、今後とも市民に分かりやすく情報提供をしていただくようお願いいたします。以上です。

○**柏倉信一議長** ここで、本日の会議運営について議会運営委員長の報告を求めます。木村議会運営委員長。

〔木村寿太郎議会運営委員長 登壇〕

○**木村寿太郎議会運営委員長** おはようございます。

本日の会議運営につきましては、9月23日、委員6名全員出席並びに関係者出席の下、議会運営委員会を開催し協議いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

初めに、本日追加されます案件について申し上げます。

追加案件は、議第64号令和2年度寒河江市一般会計補正予算(第12号)、議第65号財産(タブレット端末等)の取得について、議会案第3号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について及び議会案第4号教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出についての4案件であります。

このことにより、議事日程の一部変更が必要となります。日程変更の詳細につきましては、お示ししております日程表のとおり変更となります。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。御報告といたします。

○**柏倉信一議長** お諮りいたします。本日の会議運営は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、本日の会議運営は議会運営委員長報告のとおり決定いたしました。

本日の会議は、議事日程第5号によって進めてまいります。

議 案 上 程

○**柏倉信一議長** 日程第1、認第1号令和元年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第10、議第53号令和元年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてまでの10案件を一括議題といたします。

決算特別委員会の審査の経過並びに結果報告

○**柏倉信一議長** 日程第11、決算特別委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

決算特別委員長報告を求めます。伊藤決算特別委員長。

[伊藤正彦決算特別委員長 登壇]

○**伊藤正彦決算特別委員長** 決算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託になりました案件は、認第1号令和元年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について、認第2号令和元年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認第3号令和元年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認第4号令和元年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認第5号令和元年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認第6号令和元年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認第7号令和元年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について、認第8号令和元年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)歳入歳出決算の認定について、認第9号令和元年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について、議第53号令和元年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてであります。

9月10日、委員14名全員出席、当局からは市長はじめ関係課長等出席の下、委員会を開会し、10案件を一括議題とし、議案説明を受け質疑に入り、質疑の後、各分科会に分担付託し審査することにいたしました。

各分科会の審査の経過につきましては、本日再開されました委員会で詳しく報告されてお

ますので省略させていただきますが、各分科会とも原案を了とすることと決した旨の報告がありました。

各分科会委員長報告の後、委員長報告に対する質疑を行い、討論を終結し採決に入りました。

最初に、認第1号、認第2号、認第3号、認第5号、認第7号、認第8号及び認第9号の7案件を一括して採決した結果、賛成多数をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、議第53号について採決した結果、賛成多数をもって原案のとおり可決及び認定すべきものと決しました。

次に、認第4号及び認第6号の2案件について順次採決の結果、それぞれ賛成多数をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で、決算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○柏倉信一議長 日程第12、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

初めに、認第4号、認第6号及び議第53号を除く認第1号令和元年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について、認第2号令和元年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認第3号令和元年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認第5号令和元年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、

認第7号令和元年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について、認第8号令和元年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)歳入歳出決算の認定について及び認第9号令和元年度寒河江市立病院事業会計決算の認定についての7案件を一括して採決いたします。

ただいまの7案件に対する委員長報告はいずれも認定であります。

7案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、認第1号、認第2号、認第3号、認第5号、認第7号、認第8号及び認第9号については原案のとおり認定されました。

次に、議第53号令和元年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決及び認定であります。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第53号は原案のとおり可決及び認定されました。

次に、認第4号令和元年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成議員 起立]

起立多数であります。

よって、認第4号は原案のとおり認定されました。

次に、認第6号令和元年度寒河江市介護保険

特別会計歳入歳出決算の認定についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

賛成多数であります。

よって、認第6号は原案のとおり認定されました。

議 案 上 程

- 柏倉信一議長 次に、日程第13、議第54号令和2年度寒河江市一般会計補正予算（第11号）を議題といたします。

予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告

- 柏倉信一議長 日程第14、予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

予算特別委員長報告を求めます。渡邊予算特別委員長。

〔渡邊賢一予算特別委員長 登壇〕

- 渡邊賢一予算特別委員長 予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託になりました案件は、議第54号令和2年度寒河江市一般会計補正予算（第11号）であります。

9月10日、委員15名全員出席、当局からは市長はじめ関係課長等出席の下、委員会を開会し、議第54号を議題とし、質疑の後、各分科会に分担付託し審査することにいたしました。

各分科会の審査の経過につきましては、本日再開されました委員会で詳しく報告されておりますので省略させていただきますが、各分科会とも原案を了とすることと決した旨の報告があ

りました。

各分科会委員長の報告の後、委員長報告に対する質疑を行い、討論を終結し、採決に入りました。

議第54号を採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

- 柏倉信一議長 日程第15、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第54号令和2年度寒河江市一般会計補正予算（第11号）に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第54号は原案のとおり可決されました。

議 案 上 程

- 柏倉信一議長 次に、日程第16、議第57号寒河江市先端設備等導入促進基本計画に基づく固定資産税課税標準の特例措置に関する条例の一部改正についてから日程第22、議第63号寒河江市史跡慈恩寺旧境内総合交流施設に係る指定管理

者の指定についてまでの7案件を一括議題といたします。

総務産業常任委員会の 審査の経過並びに結果報告

○柏倉信一議長 日程第23、総務産業常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

総務産業常任委員長報告を求めます。佐藤総務産業常任委員長。

〔佐藤耕治総務産業常任委員長 登壇〕

○佐藤耕治総務産業常任委員長 総務産業常任委員会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本委員会は、9月10日、委員全員出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第57号から議第63号までの7案件であります。

順を追って審査の内容を申しあげます。

初めに、議第57号寒河江市先端設備等導入促進基本計画に基づく固定資産税課税標準の特例措置に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第58号寒河江市中心市街地活性化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第59号史跡慈恩寺旧境内ガイダンス交流拠点施設展示制作請負契約の締結についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

質疑の内容を申しあげます。

委員より「事後審査型条件付一般競争入札と

のことだが、審査基準はどのようなものか」との問いがあり、当局より「条件については、地方自治法施行令等の規定に基づく一般競争入札の参加資格があることに加え、平成27年4月1日以降に完了した国または地方自治体の発注による常設展示室の展示面積が400平方メートル以上のガイダンス施設、博物館、資料館の展示制作業務を元請として請け負った実績があることなどの条件をつけております」との答弁がありました。

採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第60号（仮称）陵南アパート整備等事業契約の締結についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第61号財産（小型除雪車）の取得についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「今回購入するものを含め、本市が所有する除雪車の台数は何台か、また、このたび購入する除雪車の能力はどの程度なのか」との問いがあり、当局より「現在、市で所有している除雪車は全部で9台であり、今回はそのうち1台を更新するものです。今回購入する小型除雪車は、ロータリー除雪車で、同等クラスの除雪車は現在4台所有しています。馬力は90馬力で大型ダンプにも積込みが可能なものです」との答弁がありました。

採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第62号財産（消防ポンプ自動車）の取得についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「今回更新する消防ポンプ自動車は

どこの地区のものなのか、また、更新の基準はあるのか」との問いがあり、当局より「現在、寒河江市消防団には消防ポンプ自動車は寒河江地区、南部地区、高松地区、白岩地区に各1台、合計4台配備されています。そのうちの南部地区第2分団の更新となります。消防ポンプ自動車については、20年を目安に更新しているところですよ」との答弁がありました。

採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第63号寒河江市史跡慈恩寺旧境内総合交流施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「指定管理者への応募数は何社あったのか」との問いがあり、当局より「説明会には全部で3社が来られましたが、結果として1社のみのお申し込みとなりました」との答弁がありました。委員より「なるべく地元で貢献できるような管理運営をお願いしたいが、観光物産協会はどのような方策を取っていくと考えているか」との問いがあり、当局より「観光物産協会は市内の幅広い業種から成る233の個人や団体で構成されており、また、地元の観光振興会をはじめとした12の個人や団体が会員となっています。専門業務については、そうした地域の会員や地域の業者に依頼して一体となって管理運営していくということになっています。観光物産協会の得意分野である観光振興分野については、多様な自主事業の提案もなされていることから、地域の方々と協力しながら慈恩寺一体となった運営体制が図られるのではないかと思います」との答弁がありました。

採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務産業常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○柏倉信一議長 日程第24、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第57号寒河江市先端設備等導入促進基本計画に基づく固定資産税課税標準の特例措置に関する条例の一部改正について、議第58号寒河江市中心市街地活性化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、議第59号史跡慈恩寺旧境内ガイダンス交流拠点施設展示制作請負契約の締結について、議第60号(仮称)陵南アパート整備等事業契約の締結について、議第61号財産(小型除雪車)の取得について、議第62号財産(消防ポンプ自動車)の取得について及び議第63号寒河江市史跡慈恩寺旧境内総合交流施設に係る指定管理者の指定についての7案件を一括して採決いたします。

ただいまの7案件に対する委員長報告はいずれも可決であります。

7案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第57号、議第58号、議第59号、議第60号、議第61号、議第62号及び議第63号は原案のとおり可決されました。

議案上程

○**柏倉信一議長** 次に、日程第25、議第55号令和2年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第1号）から日程第27、請願第2号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択要請の請願までの3案件を一括議題といたします。

厚生文教常任委員会の 審査の経過並びに結果報告

○**柏倉信一議長** 日程第28、厚生文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

厚生文教常任委員長報告を求めます。古沢厚生文教常任委員長。

〔古沢清志厚生文教常任委員長 登壇〕

○**古沢清志厚生文教常任委員長** 本委員会は、9月14日、委員全員出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第55号及び議第56号並びに請願第2号の3案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第55号令和2年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第56号令和2年度寒河江市立病院事業会計補正予算（第1号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第2号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択要請の請願を議題とし、担当書記による請願文書朗読の後、審査に入りましたが、質疑、意見等もなく討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって採択

すべきものと決しました。

次に、請願第2号が採択すべきものと決しましたので、担当書記による意見書案の朗読の後、審査に入りましたが、御報告する質疑、意見等もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって意見書案のとおり議会案を提出することに決しました。

以上で、厚生文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○**柏倉信一議長** 日程第29、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第55号令和2年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第1号）、議第56号令和2年度寒河江市立病院事業会計補正予算（第1号）及び請願第2号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択要請の請願の3案件を一括して採決いたします。

ただいまの3案件に対する委員長報告はいずれも可決及び採択であります。

3案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第55号、議第56号及び請願第2号は原案のとおり可決及び採択されました。

議 案 上 程

- 柏倉信一議長 次に、日程第30、議第64号令和2年度寒河江市一般会計補正予算（第12号）及び日程第31、議第65号財産（タブレット端末等）の取得についての2案件を一括議題といたします。

議 案 説 明

- 柏倉信一議長 日程第32、議案説明であります。市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

- 佐藤洋樹市長 おはようございます。

初めに、議第64号令和2年度寒河江市一般会計補正予算（第12号）を御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として県と連携して実施する事業並びに豪雨災害により緊急に対応を要する事業等を実施するため、住環境整備費並びに土木施設災害復旧費の追加等を行うものでございます。

その結果、3億5,049万7,000円の追加となり、予算総額を歳入歳出それぞれ300億2,898万6,000円とするものでございます。

次に、議第65号財産（タブレット端末等）の取得についてを御説明申し上げます。

本物品購入契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を得ようとするものでございます。

以上、2案件について御説明申しあげましたが、詳細につきましては関係課長から御説明を申し上げますので、よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

- 柏倉信一議長 大沼財政課長。

〔大沼利子財政課長 登壇〕

- 大沼利子財政課長 では、私から議第64号令和2年度寒河江市一般会計補正予算（第12号）について御説明を申し上げます。

初めに、歳入について御説明を申し上げますので、6ページの事項別明細書を御覧ください。

11款地方交付税は、このたびの補正予算の財源として普通交付税4,703万円を追加するものです。

13款分担金及び負担金は、7月豪雨で被災した農地等の災害復旧に係る受益者からの分担金210万円を追加するものです。

15款国庫支出金は、市道やグリバーなどの公共土木施設の災害復旧に係る国からの補助金1億7,900万円を計上するものです。

16款2項4目農林水産業費県補助金は、農業用施設や農作物などが被災した農家を支援するための県補助金733万3,000円を、5目土木費県補助金は被災した住宅改修や新生活様式対応リフォームなどに対する県補助金780万円を追加するものです。

19款繰入金は、幸生財産区からの繰入金23万4,000円を追加するものです。

7ページを御覧ください。

22款市債は、農林及び土木関係施設の災害復旧を実施するための市債として1億700万円を追加するものです。

歳入は以上でございます。

次に、歳出について御説明を申し上げます。

なお、説明の順序ですが、初めに、私が2款を説明いたしまして、次に、6款農林水産業費と11款1項農林水産施設災害復旧費を農林課長より、8款土木費と11款2項公共土木施設災害復旧費を建設管理課長より続けて御説明させていただきます。その後、第10款を生涯学習課長より御説明させていただきますので、よろしく御願いいたします。

では、8ページを御覧ください。

2款1項5目財産管理費は、新寒河江温泉の揚湯ポンプの交換工事として350万円を、幸生地区内の災害復旧のための補助金として23万4,000円を計上するものです。新寒河江温泉のポンプは、設置から10年を経過しており、揚湯能力が低下していることが判明しました。市民浴場や温泉施設などの事業所へ常に安定してお湯を配湯するためには、早急に交換工事が必要のため、今回補正を行うものです。

2款は以上となります。

○**柏倉信一議長** 門口農林課長。

〔門口隆太農林課長（併）農業委員会事務局 局長 登壇〕

○**門口隆太農林課長（併）農業委員会事務局 局長**

私のほうからは、6款と11款の1項について御説明をさせていただきます。

8ページを御覧ください。

6款1項2目農業総務費と3目農業振興費は、いずれも令和2年7月豪雨における被災対応に係るものでございます。

農業総務費の農業総務事業では、農業者が施設の復旧や運転資金として必要とする借入資金に対して、実質無利子となるよう利子補給を行う事業を実施するため、5万8,000円を追加するものでございます。

農業総務費の新規就農者等育成推進事業では、被災した農業用機械の再取得などを支援する事業を実施するため、620万4,000円を追加するものでございます。

農業振興費の果樹園芸作物等生産振興対策事業では、被災後の病害防除に用いる農薬や草勢回復に用いる肥料の購入費用を支援する事業を実施するため、267万2,000円を追加するものでございます。

続きまして、9ページを御覧ください。

11款1項1目農業用施設災害復旧費は、令和2年7月豪雨において堆積した支障物などの撤去に要する委託費用と被災した農地及び農業用

施設27か所の復旧に要する工事請負費として2,753万8,000円を追加するものでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○**柏倉信一議長** 土田建設管理課長。

〔土田理一建設管理課長 登壇〕

○**土田理一建設管理課長** 私からは、8款5項住宅費及び11款2項公共土木施設災害復旧費について御説明申し上げます。

8ページを御覧ください。

初めに、8款5項住宅費について御説明いたします。

住環境整備費住宅建築推進事業に4,000万円を追加するものでございます。内訳は、住宅建築推進事業補助金が1,000万円、子育て定住住宅建築事業補助金が3,000万円でございます。

内容を申し上げます。県において新たに創設された住環境控除及び住宅木材産業活性化緊急促進事業によるものと、子育て定住住宅建築事業補助金に不足が生じたためでございます。また、創設された事業の概要は、新生活様式対応リフォーム補助金、工事費の2分の1で上限20万円と県産木材使用新築住宅への補助金、1戸当たり100万円となっております。

次に、11款2項公共土木施設災害復旧費について御説明いたします。

9ページを御覧ください。

道路・河川等災害復旧費、土木施設災害復旧費補助に2億6,900万円を追加するものでございます。令和2年7月豪雨災害に伴う災害復旧工事で、内訳は、河川については鶯沢川ほか2か所、道路については市道陣ヶ峯線ほか7か所、公園については最上川寒河江緑地でございます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○**柏倉信一議長** 柏倉生涯学習課長。

〔柏倉信一生涯学習課長 登壇〕

○**柏倉信一生涯学習課長** 生涯学習課分について御説明申し上げます。

9 ページを御覧ください。

10款4項2目文化センター費は、市民文化会館の空調設備の送風モーターが故障し、一部空調に支障を来していることから、修繕工事を行うため129万1,000円を計上するものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○柏倉信一議長 大沼財政課長。

〔大沼利子財政課長 登壇〕

○大沼利子財政課長 続きまして、私から第2表債務負担行為について御説明をいたします。

4 ページを御覧ください。

このたびの債務負担行為は、山形県災害経営安定対策資金利子補給、それから、山形県農林漁業天災対策資金、ともに7月豪雨の被災農業者などが金融機関から受けた融資の利子補給について債務負担行為を行うものです。

続きまして、5 ページを御覧ください。

第3表地方債補正です。これは、7月豪雨で被災した農業用施設や土木施設の災害復旧事業を行うための市債の借入れを追加するものです。

補正予算の説明は以上であります。どうぞよろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

○柏倉信一議長 佐藤学校教育課長。

〔佐藤 肇学校教育課長 登壇〕

○佐藤 肇学校教育課長 私から、議第65号財産（タブレット端末等）の取得について御説明申し上げます。

議案書その2の1 ページを御覧いただきたいと思っております。

国の第2次補正予算を受けて、6月議会にて補正予算を御可決いただいたところでございますが、教育現場でのより効果的な活用を図るため、タブレット端末の動作の確認、学習支援ソフトの選定など、詳細な仕様作成を進めており、年度内の納入に向けて早急に手続を進める必要があることから、このたび追加議案として上程

するものです。

以上、よろしくお願い申し上げます。

委 員 会 付 託

○柏倉信一議長 日程第33、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第64号及び議第65号の2案件については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

○柏倉信一議長 日程第34、これより質疑・討論・採決に入ります。

初めに、議第64号について質疑はありませんか。後藤議員。

○後藤健一郎議員 それでは、7ページ、歳入22款市債の災害復旧債についてお伺いします。

歳出11款1項、2項の財源に当たる部分ですけれども、農林災害復旧事業債1,700万円、土木災害復旧事業債9,000万円、合計、今回1億700万円の市債を起債しますけれども、こちらの災害復旧に係る地方債措置に該当すると思うのですが、国からどの程度充当されるのか伺います。

○柏倉信一議長 大沼財政課長。

○大沼利子財政課長 市債に係る国からの措置ということですので、お答えをさせていただきます。

まず、農林災害のほうの1,700万円については、100%が交付税措置をされ、後年度に交付

税として市のほうに戻されることとなります。
公共土木施設災害については、国庫補助が3分の2、残り3分の1の9,000万円を起債をしておりますが、そのうち95%が交付税措置されるということになっておりますので、実質的な市の負担は450万円程度、約1.7%ほどになると考えております。

○柏倉信一議長 後藤議員。

○後藤健一郎議員 分かりました。今回の豪雨災害について、国から非常に、このように手厚い補助もありましたので、今回、復旧もこのように素早く見通しが立ったわけですけれども、今定例会の一般質問のときに鈴木議員からもありましたように、やはり全国でこの増水の被害というのが多々出ている中で、やはり山形県もまたいつ起こるか分からない、そういう状況の中で、やはり河川敷という場所にあるというのは非常に憂慮すべきところだと思いますので、今回のこのグリバーさがえの今後の運営とか運用、そして施設整備については検討していかなければいけないなと思っております。以上です。

○柏倉信一議長 ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第65号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより議第64号令和2年度寒河江市一般会計補正予算（第12号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

賛成多数であります。

よって、議第64号は原案のとおり可決されました。

次に、議第65号財産（タブレット端末等）の

取得についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

賛成多数であります。

よって、議第65号は原案のとおり可決されました。

議 案 上 程

○柏倉信一議長 次に、日程第35、議案第3号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出についてを議題といたします。

議 案 説 明

○柏倉信一議長 日程第36、議案説明であります。お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第3号については、会議規則第37条第3項の規定により議案説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案説明を省略することに決しました。

委 員 会 付 託

○柏倉信一議長 日程第37、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第3号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。
よって、委員会付託を省略することに決しました。

質疑・討論・採決

○柏倉信一議長 日程第38、これより質疑・討論・採決に入ります。

議会議案第3号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより議会議案第3号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議会議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案上程

○柏倉信一議長 次に、日程第39、議会議案第4号教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出についてを議題といたします。

議案説明

○柏倉信一議長 日程第40、議案説明であります。お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会議案第4号については、会議規則第37条第3項の規定によ

り議案説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案説明を省略することに決しました。

質疑・討論・採決

○柏倉信一議長 日程第41、これより質疑・討論・採決に入ります。

議会議案第4号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより議会議案第4号教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議会議案第4号は原案のとおり可決されました。

閉 会 午前11時40分

○柏倉信一議長 これにて令和2年第3回寒河江市議会定例会を閉会いたします。大変御苦労さまでした。